

千葉県報

定例
令和5年7月11日

主要目次

- 生活保護法等に基づく指定施術者の指定
- 肥料の登録
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 肥料の登録事項の変更
- 肥料の登録の失効
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定
- 海区域漁業調整委員会指示
- 千葉県漁業調整委員会指示第二百四十三号
- 公告
- 令和五年度毒物劇物取扱者試験の実施
- 土地改良区役員の見任及び就任(二件)
- 基本測量の実施(三件)
- 基本測量の終了
- 公共測量の実施(四件)
- 特定調達公告
- 入札公告

千葉県告示第二百七十九号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録した。
令和五年七月十一日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格
			窒素全量	りん酸全量	加里全量	
千葉県第一 二八一号	加工家きんふん肥料	GET四一三一	四・〇	三・〇	二・〇	普通肥料の 公定規格の とおり
千葉県第一 二八二号	加工家きんふん肥料	GET五一一二	五・〇	三・〇	二・〇	普通肥料の 公定規格の とおり

千葉県知事 熊谷 俊人

正誤
○ 令和五年一月十日付け県報第一三八〇一号中
○ 令和五年六月二十日付け県報第一三八四七号中

告示

千葉県告示第二百七十八号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。
令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
高畑英雄	フロム55治療院	市川市原木一の三の一	令和四年十一月一日
高平充靖	ベア接骨院	習志野市本大久保三の八の二六	令和四年十二月一日
佐藤康栄	訪問治療院ロイヤリティイ船橋中央店	船橋市南三咲一の三六の六	"
谷口多貴子	谷口多貴子	我孫子市天王台五の一〇の九	"

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
千葉県第一二六三号	ごま油かす及びその粉末	胡麻油粕粉末	生産業者の住所	東京都品川区西五反田八丁目二番八号	東京都品川区北品川五丁目一番一八号	令和五年二月二十八日

千葉県告示第百八十二号
肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条第二号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。
令和五年七月十一日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	生産業者	住所	失効年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
千葉県第一〇七八号	混合有機質肥料	丸ツバメ混合有機質肥料四―三―一・五	四・〇	三・〇	一・五	普通肥料の公定規格のとおり	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目一〇番五号	令和五年二月十二日
千葉県第一二四二号	混合有機質肥料	アマラルパウ―水稲二	五・〇	六・〇			實川昌明	山武郡横芝光町木戸八、四二四番地	令和五年三月十三日

千葉県告示第百八十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第三項の規定により、次の加入区について同条第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。
なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和五年七月十三日から発生する。
令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

天羽加入区

海区漁業調整委員会指示

千葉海区漁業調整委員会指示第百四十三号
千葉県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。
令和五年七月十一日

千葉海区漁業調整委員会会長 石井 春人

一 次の1から3までの区域内において、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは行つてはならない。
1 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
ア 天面漁港合せ灯標柱
イ 北緯三五度三分五〇秒、東経一四〇度五分二〇秒(日本測地系にあつては北緯三五度三分三〇秒、東経一四〇度五分三〇秒。以下、括弧内に示す緯度経度については同様に日本測地系のものとする。)の点
ウ 北緯三五度四分一〇秒、東経一四〇度六分(北緯三五度四分、東経一四〇度六分一〇秒)の点
エ 鴨川市天面と同市太海との境界標柱
2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
ア 漁業権基点南七十三号(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)
イ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度二分四〇秒(北緯三五度六分、東経一四〇度二分五〇秒)の点
ウ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度二分二〇秒(北緯三五度六分、東経一四

- 度一四分三〇秒)の点
- エ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一五分五〇秒(北緯三五度六分三〇秒、東経一四〇度一分六分)の点
- オ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一七分四〇秒(北緯三五度六分四〇秒、東経一四〇度一分七分五〇秒)の点
- カ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度一八分一〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度一分八分二〇秒)の点
- キ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度一九分五〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度二分)の点
- ク 北緯三五度七分、東経一四〇度一九分四〇秒(北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一分九五〇秒)の点
- ケ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度二分三〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度二分四〇秒)の点
- コ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度二分五〇秒(北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度二分一分)の点
- サ 北緯三五度七分五〇秒、東経一四〇度二分一〇秒(北緯三五度七分四〇秒、東経一四〇度二分二〇秒)の点
- シ 北緯三五度八分三〇秒、東経一四〇度二分三〇秒(北緯三五度八分二〇秒、東経一四〇度二分一〇秒)の点
- ス 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二分一〇秒(北緯三五度九分四〇秒、東経一四〇度二分二〇秒)の点
- セ 北緯三五度一分〇分、東経一四〇度二分五〇秒(北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二分)の点
- ソ 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二分四〇秒(北緯三五度九分四〇秒、東経一四〇度二分五〇秒)の点
- タ 北緯三五度一分一分、東経一四〇度二分四〇秒(北緯三五度一分五分〇秒、東経一四〇度二分四分五〇秒)の点
- チ 漁業権基点南七十九号の一(夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱)
- 3 外川漁港東防波堤灯台中心点から半径一二海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域
 - ア 北緯三五度四一分五三秒、東経一四〇度四五分四〇秒(北緯三五度四一分四一秒、東経一四〇度四五分五二秒)の点(磯見川河口中心点)
 - イ 北緯三五度三九分四〇秒、東経一四〇度四七分四〇秒(北緯三五度三九分二〇秒、東経一四〇度四七分五〇秒)の点
 - ウ 北緯三五度三九分一〇秒、東経一四〇度四四分一〇秒(北緯三五度三八分五〇

秒、東経一四〇度四四分二〇秒)の点

エ 北緯三五度二九分五〇秒、東経一四〇度四八分五〇秒(北緯三五度二九分四〇秒、東経一四〇度四九分)の点

船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。

1 南房総市大房岬突端と神奈川県三浦市鋸崎灯台中心点とを結んだ線以北の海面においては、一人一日当たり三キログラム以内

2 1以外の海面においては、一人一日当たり五キログラム以内

船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りを場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあつては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

四 この指示の有効期間は、令和五年八月一日から令和六年七月三十一日までとする。

公 告

令和五年度毒物劇物取扱者試験の実施
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の規定により、令和五年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。
令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

試験日時
令和五年十一月十五日(水曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

試験場所
千葉市中央区問屋町一番四五号千葉ポートスクエア内 TKPガーデンシティ千葉

受験願書の提出
1 受験願書の受付期間等
受験願書の提出方法は郵送に限るものとし、その受付期間は令和五年九月十五日(金曜日)から二十九日(金曜日)まで(同日までの消印があるもの)に限り有効とする。(と)とする。

2 受験願書の提出先
千葉市中央区市場町一番一号 千葉県健康福祉部業務課審査指導班

その他
この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部業務課審査指導班(電話〇四三(二二三)二六一八)に問い合わせること。

土地改良区役員の退任及び就任